

ひと まち 市民が変われば弘前が変わる

新市を創る 99 の提案

詳細版 Vol.1

- 新しいまちづくりのための政策宣言 -

「新市を創る 99 の提案」は、これまで私たちが取り組んできた660名からの回答を得た市民アンケートや、新市に望む99の提案として寄せられたご意見をもとにマニフェストとしてまとめたものです。

ここに盛り込まれた項目は99には足りませんが、この99の提案運動は一人一人が満足できる市政が実現するまで、永続的に続けてまいります。

100にするための残りの一つは、これを読むあなたの行動に委ねられています。自分が満足できる市政をあなたの手で創りあげていただきたいとの願いが99という数字に込められています。

マニフェストを提案する弘前市民の会

家を建てるように、まちを創ろう。

私たちの暮らす相馬村・岩木町・弘前市は、平成18年2月27日、合併します。

これまで別々に暮らしていた家族が、一つの屋根の下に集う。

新しい生活が、ここから始まる。そんな光景をイメージしてください。

まず何をしますか。そう、みんなが安心して暮らせる、家を建てるのです。

家族が成長して世の中が変わっても、安心して住み続けられる家がいいね。

でも、みんなの収入を考えるとそうそう大きな家は建てられません。

まずは詳しい設計図と見積もりを大工さんに頼むことになります。

でももし、私たちの希望を一切きかず、勝手に家を建てて、高額の請求をされたら？
いろいろ飾りたてて見た目はきれいでも、基礎や土台がダメならいつかその家は潰れます。
それでは、これまで住んでいた古い家と同じです。新築の意味がありません。

大工さんが市長。家の設計図がマニフェスト。施主はあなたです。

よい大工さんを選んで基礎と土台をしっかりと作り、その上にみんなの暮らしを乗せる。

もうすぐ私たちの家創りが始まります。

家を建てるように、私たちのまちを創りましょう。

マニフェスト・新市を創る 99 の提案

- 1 情報公開から情報共有へ。情報格差をなくし、市と市民の対話を常に大切にします。 ...P.3
- 2 大量退職を迎える2007年、合併メリットが消える2021年問題に対応するため、議員報酬削減等徹底した行財政改革に取り組みます。 ...P.4
- 3 少子化・高齢化社会に対応する社会資本整備を進め、安心して健康的な市民生活を実現します。 ...P.5
- 4 一人の生徒も落ちこぼれにしない。学校・家庭・地域連携で教育環境を整えます。 ...P.6
- 5 地域医療の担い手を育成するとともに、充実した予防医療体制を整えます。 ...P.7
- 6 ゼロエミッション = 廃棄物の資源循環に徹底して取り組み、住環境の向上に努めます。 ...P.8
- 7 産学官+民の連携で新事業を興し、新産業・市民事業体の創業支援を推進します。 ...P.9
- 8 休耕地・耕作放棄地ゼロを目指して農業経営の安定化と担い手不足解消に取り組めます。 ...P.10
- 9 津軽の歴史・産業・食文化を再発見し、付加価値の高い観光PRにつなげます。 ...P.11
- 10 ハードからソフトへ。公共事業的なまちづくりから市民協働のまちづくりにシフトします。 ...P.12
- 11 市民参加・協働のしくみを、市民との連携で恒久的に確立します。
...P.13
- 12 前市政において住民不在で進められた施策を、改めて市民参加のもとで再検討します。 ...P.14
- 13 かゆいところに手が届く、市民の立場に立った行政窓口サービスを実現します。 ...P.14

99 の提案

1

情報公開から情報共有へ。情報格差をなくし、市と市民の協働関係を常に大切にします。

行政と市民とが同じ情報を共有することが市民参加・協働のしくみを作るために欠かせません。公開請求してはじめて情報が出るのではなく、知りたいと思ったときにすぐアクセスできる環境を整えることが大切です。

1-1

情報公開条例を見直し、市の出資する外郭団体、第三セクターについても情報公開条例の実施機関に含めて財政の透明性確保に努めます。

1-2

市長と市民の対話の機会を多く持つため、現在行われている市政懇談会を土日や夕方に開催するなど、多くの市民が参加できるよう工夫します。

1-3

事業の企画段階から積極的に情報を開示し、市民の意見を反映させるパブリックコメント制度を完全実施します。また、市民からの質問、意見にはインターネットや市の広報を通じて迅速に回答します。

1-4

各種審議会は原則公開とし、各審議会には3名以上の市民公募委員枠を必ず設けます。

1-5

年4回の定例議会について議会公報を定期的に発行し、審議状況について詳しくお伝えします。また、審議状況をインターネットで配信するなど議会情報の公開に取り組みます。

期限・工程

上記の内容を1年以内に実現します。なお、ネットワークシステムの変更を伴うものについては2年以内に実現します。

実施にあたり条例・規則の変更を早急に行うほか、各課に情報管理担当者を置き、意見・質問等への回答を迅速に行います。また、「弘前市自治基本条例」を制定して制度の確立をはかります。自治基本条例... P.13

99 の提案

2

大量退職を迎える 2007 年、合併メリットが消える 2021 年問題に対応するため、議員報酬削減等徹底した行財政改革に取り組みます。

大量退職時代が始まる 2007 年、そして合併特例によるメリットが全て消える合併後 15 年目の 2021 年は、合併後の弘前市にとって非常に深刻な財政上の問題を引き起こします。将来にわたって健全な行財政運営を可能にする取り組みを早期に進めて行く必要があります。

2-1

合併後 15 年間にわたる長期財政推計を策定し直した上で、5 年の財政健全化計画を定めます。健全化の目標として 経常収支比率は 80% 以下、公債費比率は 15% 以下、財政調整基金は標準財政規模の 10% 程度とします。新市建設計画における合併特例債対象事業については、その総額の 3 割程度が新市の借金となるため、財政健全化計画に沿って事業内容のゼロベースからの見直しを進めます。また、議員定数削減の検討をはじめとし、公募市民委員を加えた特別職報酬等審議会において、三役ならびに議員報酬削減や政務調査費制度の透明化を実現します。

2-2

監査委員会の機能強化をはかるため、外部監査制度を導入します。外部監査人には弁護士、公認会計士、税理士等監査業務に関して高度の専門知識を有する方にお願いし、包括外部監査 1 名、個別外部監査 1 名の計 2 名とします。また、個別外部監査人のもとに市民オンブズマンを設置し、行政監査を分掌し効率的な調査事務を補完します。

2-3

入札・契約の一層の透明性と公平性確保のため、弘前市契約規則をより拘束性の強い条例に改め、一般競争入札への原則一本化と事業内容の提案を含む公募型プロポーザル方式の採用ならびに電子入札制度の導入を進めます。なお、落札率 95% 以上の案件に関しては談合などの不正事実がないか随時監査を実施します。また、随意契約が必要となるものについては、契約先と契約内容の公開を義務付けます。

期限・工程

長期財政推計及び財政健全化計画は 1 年以内にまとめ、外部監査制度の導入及び入札・契約に関する条例化については 2 年以内に実施します。

99 の提案
3

少子化・高齢化社会に対応する社会資本整備を進め、安心して健康的な市民生活を実現します。

介護保険制度の改正や高齢者医療制度の改革、障害者自立支援法など、自己負担増につながる大きな見直しが今後予定されています。県の方でも入院時医療給付制度の削減といった、福祉サービスの後退につながる制度改悪があり、これへの対応を新市としても真剣に考えなくてはなりません。また、少子高齢化対策等、対策の遅れによる生活環境の悪化などに対しても早期対応が求められます。

3-1

認知症の方や高齢者の方を詐欺や訪問販売によるトラブルから守るため、「補助・保佐・後見」の申し立てに必要な経費と後見人報酬を助成して、成年後見人制度の利用を支援します。また、身寄りがないなどの理由で申し立てできない方には、市長による申し立てを可能にするよう制度化します。

3-2

障害者の方の自立支援環境を整えるため、商店街の空き店舗を活用して、授産施設や福祉工場で作られた製品を入所・通所者自ら共同販売する「福祉チャレンジショップ」を開設するとともに、ショップ内に相談・情報窓口も併設します。

3-3

地域自治区制度(P.13)を活用し、自治区内に子育てメイトや民生委員、ケアマネージャーを中心とした「コミュニティ再生委員会」を設置。地域の実情を常に調査しながらボランティアを中心とする子育て支援ネットワークを強化し、地域通貨の活用など新たな施策を実施します。また、民間の玩具や子供衣料販売を業とする小売店と連携し、子育て相談やサービス情報の提供に協力していただけるよう働きかけ、街ぐるみの支援環境を作ります。

3-4

通学路の安全確保や防災・減災等市民生活の安全管理のため、消防団・病院・学校・地域・家庭・行政(警察)との連携を深め、「地域安心化対策協議会」を設置。地域自治区(P.13)内の定期的な地域の安全点検、防犯マップの定期的なメンテナンス、防災・減災体制や避難誘導體制を周知徹底し、地域住民協働のもとで市民生活の安全確保をはかります。

3-5

合併にあたり、乳幼児医療給付制度は弘前市の例に統一することになっていますが、弘前市では入院時の食事療養費削減が決定され、岩木町・相馬村では議会でこれを否決しています。合併によってサービスの後退となるような変更は安易にするべきではなく、私たちは合併前に行われた弘前市の削減決定を撤回し、独自給付を加えた充実した乳幼児医療給付制度を継続してまいります。

99 の提案

4

一人の生徒も落ちこぼれにしない。
学校・家庭・地域連携で教育環境を整えます。

基礎・基本の定着、個性と能力を伸ばす学習指導力の向上を目指し、学校教職員のみならず、地域住民が協調して児童生徒の成長発達を見守る教育環境が求められています。少人数学級や複数担任制などの効果の期待できる制度は一方では非常勤講師の採用等職員数増加による負担増と表裏一体であるため、教育ボランティアの活用等、サポートプログラムの充実を早急を実現するべきと考えます。

4-1

学級生徒数 30 人以上を対象に原則複数担任制を導入します。また、科目に応じて習熟度別による少人数授業など学校現場の主体的な判断で組み合わせが可能となるよう、教員の最適な配置を計画します。

財政的な課題克服のため、教員数の増加分を教員一人当たりの労働時間短縮で吸収するワークシェアリングの手法を導入します。

学校教育への住民参加を進め、読書・芸術・スポーツ指導、総合学習指導、生活指導、校内安全管理におけるサポートを目的とする「スクールヘルパー制度」を導入し、教師が学習指導に専念できる環境を作ります。

放課後や土曜日の補習授業の頻度を増やし、わからない部分はその日のうちに解決する教育を進めます。補習授業はシェアリングされた教員への給与とは別に、補習時間数に応じた報酬を支払います。

4-2

従来社会教育事業として行われていたサタディプランやウィークエンド子どもクラブ等の施策を地域住民の教育参加のもとで「コミュニティスクール推進事業」に統合し実施します。

小中学校において、放課後や毎週土曜日を活用し、親・地域住民が主体となって補習指導ボランティア、社会体験学習やスポーツ指導、郷土の歴史文化教育を推進します。

教員OB等教育関係者を含む市民事業体を育成し、教師に代わって総合学習教科の企画・派遣支援を行うなど、地域教育活動をバックアップする体制を作ります。また、将来的にはチャータースクール(公設民営学校・地域住民による学校経営)の導入を目指します。

4-3

平成 21 年度に発足する地域協議会(P.13 地域自治区参照)のもとに学校・地域教育審議会を置き、学校教育と連携した地域教育プログラムを策定・実行します。また、市の教育委員会を中心に専門委員会を設け、教育特区の検討も含めて、地域独自カリキュラムを設定するなどの検討作業を平成 18 年度より開始します。

99 の提案

5

地域医療の担い手を育成するとともに、
充実した予防医療体制を整えます。

地域医療の担い手不足が深刻です。病院はあっても医者がいない、産科・小児医療の分野の担い手が特に足りないなど、弘前大学の医師派遣を期待するだけでは間に合わなくなる懸念があります。また、介護制度改革により、軽度の要介護者の自立支援が求められる見込みであり、この環境整備に対しても早期に準備を進める必要があります。

5-1

高齢者向けの健康増進支援策として、医療機関との連携のもと、既存の公的施設を活用したパワー・リハビリ(体力増進)促進事業を推進します。特に高齢化の進む相馬・岩木地区では、要介護状態への移行を防ぐため、温泉施設を活用した予防医療環境づくりを推進します。

5-2

医師不足に対応するため、弘前市独自の「医師育てプロジェクト」を発足し、医師を目指している学生を対象に地域医療の担い手となることを前提とする奨学金制度を設け、特に不足状態にある産科・小児科医の養成に力を入れます。また、弘前脳卒中センターにおける脳神経外科医の確保に向け、県外のみならず海外からの医師確保も念頭において招聘活動を展開します。

5-3

CT、MRI など高度な臨床検査機器の維持更新には莫大な資金が必要です。診療報酬削減等今後も医療コストの低減が求められる中、病院検査部も単独では維持できない状況に陥ることが予想されます。複数の病院・診療所による高額なCT、MRI等の医療機器の共同利用を進めるとともに、情報ネットワーク化による電子カルテの協同データベース管理、セカンドオピニオンの実施を定着化させるための環境整備について、専門医や有識者による検討委員会を設置して検討を進めます。

5-4

学校や病院、福祉施設をはじめ、多くの人が利用する公共施設や宿泊施設に、万が一心停止状態の患者が発生した場合に心臓の鼓動を再開させる「除細動器(AED)」を年間5台程度購入し、リース等による設置率を高めてまいります。また、一般市民向けの使用講習会を定期的に関催し、緊急救命への理解を高めていきます。

5-5

弘前市の学童期児童における未処置のう蝕(虫歯)罹患率を平成16年度で見ると、小学校各学年平均で男女共40%を超え、全国平均に対して高く、中学校でも30%を超えており、これも全国平均より高い結果が出ています。特に小学校において、給食後の歯磨き習慣とともにフッ素洗口を奨励するなど、虫歯予防に力を入れます。

99 の提案
6

ゼロエミッション = 廃棄物の資源循環に徹底して
取り組み、バイオマスの有効活用を進めます。

弘前市十腰内の最終処分場は平成 19 年 3 月で埋め立て期間が満了します。このため、ごみ減量化への取り組みとともに、廃棄物の再資源化が今後とも重要な課題となってきます。

6-1

弘前地区環境整備センターにおける灰溶融炉爆発事故により、現在委託事業者と市の間で係争中です。しかしながらこの間、可燃ごみの焼却灰の再資源化施設である灰溶融炉の復旧の目処が立たない事態が継続しており、こうした責任の擦り付け合いが長期にわたる事態は好ましくありません。そのため、早期に和解し、市・委託事業者・プラントメーカー三者で 4 億 2 6 3 0 万円の復旧費用についてそれぞれの負担額を決め、プラントの早期再稼働に向けて取り組みます。

6-2

廃棄物の資源循環について、農林系木質バイオマスの利活用に関する事業化、及び事業系・一般家庭の生ゴミや食品製造残渣の利活用について幅広く検討し、資源循環基本計画をまとめ、再資源化に取り組みます。

野焼き公害を引き起こす稲わらや籾殻の野焼きによる焼却を全面的に禁止します。同時に堆肥化や固形燃料化等の有効利用を進めるため、集落横断で「稲わら等堆肥利用組合」を結成し、小規模農家の稲わら資源化を支援する環境を整えます。堆肥化にあたっては鶏糞等と混合し、微生物発酵による高品質の堆肥をつくり、農家に還元するほか、ガーデニング資材として販売します。

農業集落排水施設における生活排水の処理に伴って発生する汚泥を調整処理し、メタン発酵や堆肥化を通じて農地に還元する取り組みを進めます。

林業においては製材段階で出るスギ・ヒバ樹皮や間伐ゴミ等をチップ化し、ペレット燃料化やガス化によるエネルギー利用を計画します。

リンゴの絞りかすなどの食品製造残渣、ホテルや旅館、レストラン等の事業系の生ゴミは事業所との廃棄物資源化協定を結んだ上で、協働して収集・堆肥化・飼料化、バイオディーゼル燃料への転換など、幅広い利用方法を検討し、活用を進めます。

家庭から排出する生ゴミは混入物の除去等の手間がかかるため、学校を収集拠点としてコンポスト処理を普及させ、一定の収益を学校の備品購入にあてるしくみなどを整備して堆肥化を進めます。

99 の提案

7

産学官 + 民の連携で新事業を興し、
新産業・市民事業体の創業支援を推進します。

中央の景気回復が伝えられる一方、地方の景気回復は依然として実感できず、「弘前産業開発センター」の破綻やダイエーの撤退による「弘前再開発ビル」の経営不安など、第三セクターの破綻・不振が相次ぎ、新市の雇用環境も極めて厳しい水準が続いています。企業誘致頼みの経済活性化策ではなく、自力の産業開発や新事業開発に向けた取り組みを強化し、雇用環境改善に取り組む必要があります。

7-1

これまで産学官の連携によって進められてきた研究支援事業に、NPOやボランティア・グループとの連携体制を加え、地域の課題をビジネス手法で解決するコミュニティ・ビジネスや指定管理者制度対象事業者育成までを網羅した創業支援体制を確立します。これにより現行の産学官連携による研究支援事業数を2倍に増やし、平成21年度までに事業化率50%の達成を目指します。

7-2

コミュニティビジネスの創業支援、持続的な経営支援環境を形成するため、中間支援組織(インターメディアリー)を発足し、事業化相談やコミュニティビジネス起業セミナー等を実施します。また、既に県のCBスタートアップ助成事業等がありますが、市単独事業としても創業助成に取り組み、パートナーシップ契約を結ぶなどの支援を行います。

7-3

指定管理者制度の定着化にあたっては、従来委託していた外郭団体の既得権の保護とならないよう、公平かつ透明性のある公募・審査手続きに徹します。

提出された事業計画書、採用事由等に関する情報開示を条例・規則等によって義務付けます。

現行の「弘前市指定管理者の指定の手續等に関する条例」及び施行規則には選考にあたる「弘前市指定管理者選定等審議会」に関する項目が定められていません。導入における基本方針ではほとんど行政側職員のみで構成されるかのような表現になっており、この点において経営能力に関する的確な審査が可能になるとは思えません。したがって、審議会には経営知識を有する民間有識者や市民公募委員を加える構成とするよう条例・施行規則の改正を行います。

指定管理者制度の実施にあたり、指定管理者となる事業主体への市職員の再就職またはあっせん等を禁止します。

7-4

短時間勤務職員制度を設け、特定の事務に関してワークシェアリングを実施します。これにより新卒者雇用や高齢者雇用をはかるほか、これまで無償に近かった子育てメイト等についても公務員として地域貢献をはかるなどの勤務形態が可能になります。また、常勤職員についてもワークシェアリング促進のための部分休業制度を設け、キャリアアップや市民活動への参加に活用するなど、勤務形態の多様化をはかります。

99 の提案

8

休耕地・耕作放棄地ゼロを目指して
農業経営の安定化と担い手不足解消に取り組めます。

農業者の高齢化や後継者不足から、休耕地や耕作放棄地の増加が懸念されます。農業経営の安定化や災害対策支援、担い手作りへの取り組みなど農業基盤の強化をはかる必要が待ったなしで求められています。

8-1

集落営農組合の立ち上げや法人化、または有限責任事業組合への移行を支援するとともに、小規模農地や耕作放棄地の集積化・団地化によって耕作面積を拡大し、大規模経営や耕作機械の共有によるコスト低減をはかり、農業経営の安定化・担い手不足解消を進めます。

8-2

ツーリズム事業やバイオマス事業による農業経営の多角化支援、異業種の農業参入の促進をはかるなど、農業振興を通じて雇用機会を創出します。

8-3

栽培・流通方法の適正管理によって高品質・高付加価値品種を開発し、生産者表示や収穫時期、使用した肥料や農薬の明記など、トレーサビリティを強化したブランド開発を強力に支援します。また、弘前市の ISO14001 認定取得の経験を生かして、農地に対しても ISO14001 の認定取得を支援する「環境マネジメント農場」を誕生させ、地場農業に対する内外の信頼を高めていきます。

8-4

防風網設置に関する助成の拡大や複合栽培支援、低タンパク質米や巨大胚米など特別栽培品種の奨励による休耕地解消など、災害時や市場価格の暴落に備える足腰の強い農業経営を推進します。

99 の提案
9

津軽の歴史・産業・食文化を再発見し、
付加価値の高い観光PRにつなげます。

2010年は津軽藩四代藩主津軽信政公の没後300年にあたります。津軽藩中興の英主とうたわれた信政公は、碓ヶ関の関所が閉ざされても民が自給自足で生きていけるよう、様々な藩政改革を行い、今に続く経済の基礎を確立しました。合併という新市建設の機会はいわば現代版「津軽中興」の機会でもあります。「ノブマサ・スピリット」をキーワードに、地域観光資源の発掘・再生に取り組みます。

9-1

「2010 NOBUMASAプロジェクト」をスタートさせ、信政没後300年記念事業として平成18年度より平成22年度にかけて、ハードとソフトの両面から津軽の観光資源開発と伝統産業文化の保存・発展に集中して取り組み、その成果を全国に発信していきます。

荒廃が進む県重要文化財高照神社について学識者を含む委員会を組織し、改修・保存に関する方向性を検討した上で、改修事業に着手します。また、同様に老朽化が進む高照神社宝物殿についても、収蔵文化財保護の観点から早期に改修工事に入ります。

津軽の民俗文化保護のため、民具・農具等の収集展示を行う施設の整備を相馬地区を中心に検討します。具体的には相馬村庁舎を改修したコミュニティセンターに併設するなどの方法を検討します。

「信政と津軽の元禄文化」「長慶天皇伝説」「津軽歴史人物」など様々な切り口から歴史文化フォーラムや公開講座を開催し、地域の歴史文化を発掘して新たな観光資源開発に取り組みます。

津軽塗や藍染、津軽焼、こぎん刺しなどの伝統産業を集積した工房団地整備を検討するなど、現代との融合を試みながら伝統産業の復興をはかっていきます。

五所川原や黒石など信政公にちなんだ各地域と広域的に取り組み、津軽全域で信政没後300年記念イベントを同時多発的に実施。統一的な津軽観光の目玉事業としてPRしていきます。

9-2

官民協働で伝統的食文化の活用のみならず、「弘前フレンチ」をはじめとする新しい食文化の開発を支援します。

地元の旬の食材や津軽塗食器の活用などで統一感あるメニューの提供を料理店等に呼びかけるなど、認定表示などで観光客にわかりやすく伝えるようにします。

地元特産品を使用したアレンジメニュー・コンテストなどを積極的に支援・協賛していきます。

学校給食メニューに地元の旬の食材を活用。「作った人」「作った農場」を生徒に紹介するなどして地元の農産物に対する関心を高めるような学校給食の活用方法を工夫します。

9-3

高速交通環境が整った現在、観光は拠点観光から広域的な観光へと否応なく変化します。拠点観光の魅力向上は当然ながら、津軽広域連合を生かした広域的な観光開発に向けた取り組みにも重点をおきます。

合併協議会においてまとめられた新市建設計画におけるサインナビゲーション事業は、弘前市単独事業とせず、広域観光PR事業に位置づけ、津軽広域連合と協力して進めていきます。

広域観光のルートマップを整備し、観光ルート内の交通・公共施設・温泉・宿泊施設が利用できる地域通貨や「まるごと津軽観光手形」の販売など、観光客の利便性の高いツールを開発します。

99 の提案

10

ハードからソフトへ。公共事業的なまちづくりから市民協働のまちづくりにシフトします。

従来弘前市のまちづくりに対する発想は依然としてハードを中心とした公共事業的なものであり、その進め方も道路整備計画にあわせて「まちかど情報センター」が忽然と作られるなど、ハード先行でソフトを伴わないちくはぐさが見受けられます。都市計画からスタートする限り、中心市街地活性化は長期的にならざるを得ず、その間にも中心市街地から人口は減少し、高齢化が進みます。そのため、社会資本整備としての長期展望を維持しながらも、市民参加・協働に視点を移したまちづくりに重点的に取り組む必要があります。

10-1

一部の学識者と行政が中心となって進める頭でっかちの中心市街地活性化施策を見直し、生活者の視点からの活性化策をとりまとめるため、中学校区単位で「まちづくり地域会議」を発足させ、地域の実情に応じた活性化プランを市民主体で検討します。

今ある地域資源を生かした住環境の向上策を「まちづくり地域会議」で検討する。

空地や空家屋を調査し、グループホームへの転用等有効な利活用の方策を地域住民とともに考える。

通学児童の安全確保、夜間の安全な通行確保など生活上の基本的な整備を進める。

古民家再生・蔵の再活用等、地域の交流拠点となる施設への転用を支援する。

10-2

中心市街地における少子化対策、高齢者世帯への支援策などを行政主体から地域住民主体の市民事業として取り組めるよう必要な施策を実施します。

地域自治区の創設により必要な財源と権限を地域住民が主体となる地域協議会に委譲する。

産学官＋民の連携により、市民事業を育て、地域内の公共サービスを充実させる。

期限・工程

関連する政策 「産学官＋民連携」 P .9 「地域自治区」 P .13 を参照

99 の提案
11

市民参加・協働のしくみを、市民との連携で
恒久的に確立します。

合併後の新市を形成するうえで、住民参加・協働の基本的なしくみを整えることは、これまで述べてきた情報公開や財政健全化をはじめ、全ての土台となる重要な施策です。これまでのようなお題目として唱えるだけの住民参加・協働ではなく、確実な履行を約束させるための条例化を推進します。

11-1

市町村長の権限に属する事務の分掌と住民自治の強化を目的として合併後の16の中学校区ごとに地域自治区事務所及び地域協議会を設置する条例を定め、平成21年4月より自治区の運営を開始します。地域自治区には財源と権限を委譲し自治区単位での独自事業の執行を可能とするほか、地域住民によって構成する地域協議会との協働によって地域の雪処理や地域内の公共施設管理、窓口業務、地域教育、防災・防犯、一定の福祉サービスを実施します。

財源については当面必要となる事業内容を検討して予算総額を決め、予算額の25%を自治区均等割りし、更に75%を地域人口で按分した額を一括交付します。(三重県伊賀市方式)

雪処理など多額の予算が必要なものは事業ごとに特別交付金として交付します。

地域自治区の活動を通じて住民の行政経験を高め、将来的には地域協議会の法人化または組合化をはかり、個人情報等守秘性の高い事業以外について自治区行政を市民事業として運営可能にすることを目標とします。

11-2

「弘前市自治基本条例(仮称)」を制定し、「市長・行政・議会・市民の役割」「情報公開」「パブリックコメント等住民意見の反映」「審議会と市民公募」「市民投票」「住民参加による総合計画策定」「行政評価」など、市民と行政の関わり方の基本項目を定めます。この条例により、弘前市の未来に対して誰もが責任を共有する本来あるべき自治の姿を将来にわたって維持します。

市民公募委員を主体とする自治基本条例市民会議を設置し、2年間の検討期間ののち、弘前市の将来像に合った自治基本条例案を作成。平成20年度中に議会に提案し、平成21年4月より施行します。

条例案の検討にあたっては、現行の各種条例案の見直しや新設等を並行して進め、先行して実施すべきものに関しては自治基本条例の政策期限にこだわらず、実現していきます。

弘前市自治基本条例案の作成過程を通じて市民アンケート、パブリック・コメントを実施する他、市民説明会を複数回実施するなど、多くの市民の声が反映できるよう計画します。

11-3

新市の総合計画作成を学識経験者及び市民公募委員による総合計画作成委員会を組織し、検討します。総合計画の作成にあっては、本マニフェストを素案の一部として総合計画に反映させ、財源及び期限に関して詳細な調整を行い、実施計画も含めたマニフェスト型の総合計画としてまとめなおします。

期限・工程

新市の総合計画については自治基本条例制定及び地域自治区の設置を前提として、2年以内にとりまとめます。同時に自治基本条例及び地域自治区設置準備を2年間かけて行い、平成21年4月より施行できるよう計画します。

99 の提案
12

前市政において住民不在で進められた施策を、改めて市民参加のもとで再検討します。

今回の三市町村合併に関し、弘前市では一度も住民説明会が開催されないまま合併調印が行われました。他にも弥生スキー場跡地の不透明な土地取引や、その後の弥生自然体験型拠点施設計画の進め方など、金澤市政にあっては市民と対話しようとする姿勢がほとんど見うけられません。これから新市を建設するにあたり、議会で通りさえすればよいという、これまでの住民軽視の市政を新市においても継続させることは絶対にあってはならないと考えます。私たちは特に次の2点について撤回の上見直すことで、金澤市政に対する決別宣言といたします。

12-1

合併前の駆け込みのようにして計画された弥生自然体験型拠点施設計画は即時撤回し、跡地利用については平成 19 年度中に公募市民を交えた専門委員会で協議のうえ、決定します。自然体験のできる施設は既に相馬・岩木地区にあり、基本的には今ある資源・資源を生かすことを中心に考えてまいります。

12-2

弘前市民の共有財産である弘前公園の通年有料化は当面の間桜祭り期間中に限定した上で廃止とし、平成 19 年度中に公園管理や活用方法も含めて市民会議を設置し、検討します。

99 の提案
13

かゆいところに手が届く、市民の立場に立った行政窓口サービスを実現します。

行政の窓口サービスに対する満足度を更に高めていきます。

13-1

市役所本庁の窓口受付時間を職員のシェアリング化や出勤時間の複数化によって午後 8 時まで延長します。また、2007 年より民営化される郵便局窓口でも住民票交付等ができるよう検討を進めます。

13-2

情報処理ネットワークを利用して窓口サービスのワンストップ化(住民票交付などの基本サービス以外にも年金や税金などあらゆる窓口業務を一本化すること)を推進します。平成 21 年度より開始する地域自治区事務所の窓口業務についても、同様にワンストップ化の実現をはかります。

13-3

公共施設内外の案内表示にひらがな表示を取り入れ、留学生や知的障害を持つ方にも施設利用のしやすい環境を整えます。

「市民力」で新世紀を創る！

「マニフェストを提案する弘前市民の会」アピール

私たち相馬村、岩木町、弘前市の合併地域は、住民の意志による確かな未来を切り拓こうとしています。しかし、私たちはいま大きな岐路に立たされています。

各地域が育んできた豊かな精神風土と歴史に誇りを抱き、安心して暮らせる未来を築くために、この市町村合併を新たなまちづくりの好機とし、住民主体のもとで市政を一新させるべく、私たちはここに集いました。立ち上がるのには大きな理由があります。「恥ずかしい」という言葉をもってしてもたらない金澤市政の大きな問題点とは、

破綻した「弥生リゾート計画」の巨額な借金を市民の税金で尻拭い。

弥生スキー場用地を市が5億9千万で購入する契約を結び、さらに20億近くをかけて自然体験型施設の建設計画を市民に何の説明もなく進めている。

津軽南12市町村合併推進公約のとん挫と住民の声を無視した合併。

12市町村の時に説明したからと、合併の枠組み変更にも明確な説明が行われず、弘前市民に対して一度も住民説明会が開かれないうまま合併に調印した。

自治体管理の公的施設の民間委譲と指定管理者制度の不透明。

行政コストの削減と民間活力の導入を目的としているものの、どの施設が対象になるか、利用者負担が増えたりサービスの低下をどう防ぐかなどが一切説明されない。

まさに、バブル時代を彷彿させる前世紀の遺物と化した市政は、悪しき「密室政治」の権化そのもの。変わらなければならない弘前市には、旧態依然とした政党によるお仕着せの候補はいりません。

市民の手による政策をかがげ、市民が選ぶ市長とともに新しいまちづくりをしましょう。市民の願いとつよい意志を反映させるためにも有意義な挑戦をし、市民に大きな力と勇気をあたえましょう。

たしかな自分の意志と、少しの行動力が大きな市民力となります。将来への明るい展望のない、しがらみ政治を、自らの手で断ち切ることが私たち市民の成長の証です。未来は誰のものでもなく私たち自身のものです。「生まれ変わる弘前」が地方自治の模範となるよう、輝かしく誇り高い未来を展望し、この地に新たな歴史を刻みましょう。

旧体制にはっきり「NO」といおう！

だれもがあこがれる「まち」を創ろう！

すべては市民の意志と創意力が形づくる新たな未来のために。

2005年5月29日